



長門市 緊急経営維持給付金

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
売上が大きく減少した市内で食事提供施設を営む皆様へ～

◆申請期間◆
R3.1/6(水)
～ 2/5(金)

●長門市新型コロナウイルス感染症対策 緊急経営維持給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、年末等の売上が大きく減少し甚大な影響を受けた市内の対象事業者に対し、事業継続を図るための支援策として緊急経営維持給付金を交付します。

給付金 1事業所(店舗) **20万円** 2事業所(店舗)以上は**40万円**

対象となる事業者

- ☑ **山口県食品衛生許可を得ている**、本市に住所を有し、かつ本市で営業実態のある食事提供施設を営む中小企業者
【対象となる許可の種類(細目)】 ※令和2年12月25日現在有効なもの
 - ①飲食店営業
すし屋、そうざいの調理、バー、レストラン、一般食堂、引き車、仕出し屋、自動車、主として喫茶、弁当屋、旅館、料理店、その他
 - ②喫茶店営業(自動販売機を除く)
- ☑ 事業開始から1年1箇月以上の中小企業者で、**令和2年12月**の1箇月の売上が前年同月対比で**30%以上減少**している中小企業者
- ☑ 事業開始から1年1箇月未満の中小企業者で、**令和2年12月**の売上が令和2年10月から12月までの平均売上高と比べ**30%以上減少**している中小企業者
- ☑ 業界団体のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症防止対策を実施している中小企業者

提出書類

- ☑ 申請書 ※必須
- ☑ 山口県食品衛生許可証の写し ※必須
- ☑ 月ごとの売上台帳や試算表などの写し(令和2年12月分及びその前年同月分) ※必須
売上高が30%減少していることを確認します。
・令和2年12月分：売上台帳の写し、試算表の写し など
・令和1年12月分(前年同月分)：確定申告書の写し など
- ☑ 通帳などの写し ※必須
- ☑ 店舗一覧 ※3店舗以上のみ(任意様式、2店舗までは申請書に記入)
- ☑ 運転免許証など本人確認書類の写し ※個人事業主のみ

申請期間・方法

令和3年1月6日(水)～令和3年2月5日(金) 郵送または窓口にて受付
※当日消印有効。※郵送の場合、特定記録などできるだけ追跡が出来る方法でお送りください。

提出先・窓口

長門市役所 産業戦略課 商工物産振興班 TEL: 0837-23-1136
(〒759-4192 長門市東深川1339-2 長門市役所 本庁舎2階)
※支所や出張所での受付は行っておりません。